



府中市子ども家庭部保育支援課発行 2023.3 No.73

今号では令和4年度から新たに事業を開始した「府中市多様な集団活動事業利用料助成金」についてお知らせします。また、お子さまの年齢が令和5年4月1日時点で3～5歳の場合に、利用する施設の種類別に受けられる補助についてお知らせします。

府中市多様な集団活動事業利用料助成金

市では、多様な集団活動事業を利用する児童の保護者の負担を軽減するため、対象施設の利用料の一部を助成しています。

なお、この「府中市多様な集団活動事業利用料助成金」については、令和4年度版子育てのたまたま箱48巻に「幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない方への助成について」と記載されている内容と同一のものです。

対象者

市に住民票がある方で、市がこの事業の対象として決定した対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用している満3歳以上の児童の保護者

対象とならない児童

- ・子育てのための施設等利用(＝幼児教育・保育の無償化)の給付を受けている児童又は受ける予定のある児童
- ・保育所、幼稚園及び認定こども園を利用している児童
- ・企業主導型保育事業施設を利用している児童

【補助額】児童1人当たり20,000円(月額)

＊助成金の額が実際に納付した保育料の額を超えるときは、当該保育料の額を限度とします。

対象施設等


満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象として集団活動を提供している施設又は事業者のうち、市がこの事業の対象として決定した施設等

＊利用者がこの事業による給付を受けるためには、多様な集団活動を提供している施設等の実施者が、本事業の対象施設等となることを府中市に申請し、対象施設等として決定を受けている必要があります。

要約すると

認可の保育所・幼稚園ではない認可外保育施設等の中で、幼児教育・保育の無償化又は認可外保育施設等利用者保育料助成金のどちらにも対象となっていない児童を預かっている施設が市の基準を満たすことができればその児童の保育料を一部補助するという事業です！

詳しくは

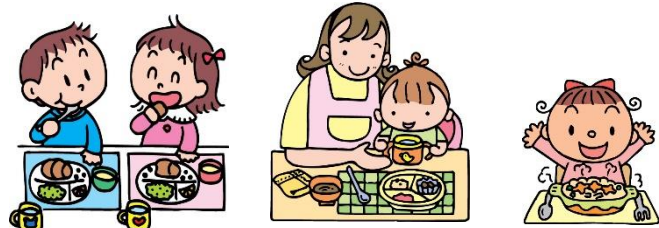
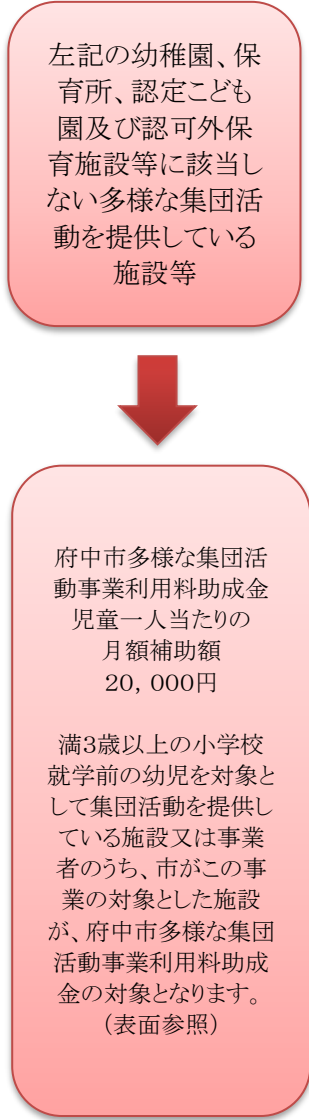
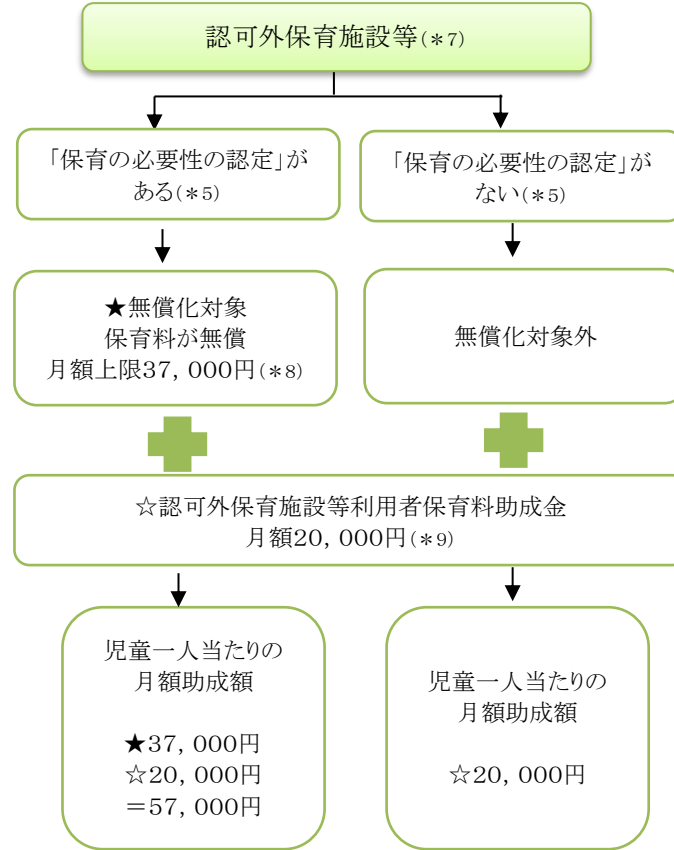
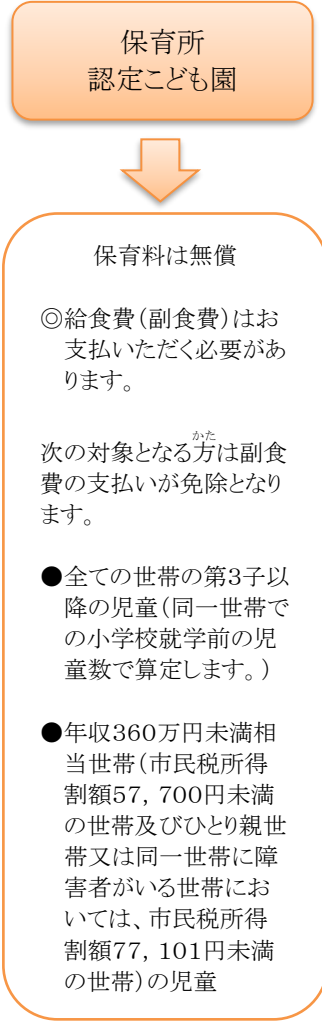
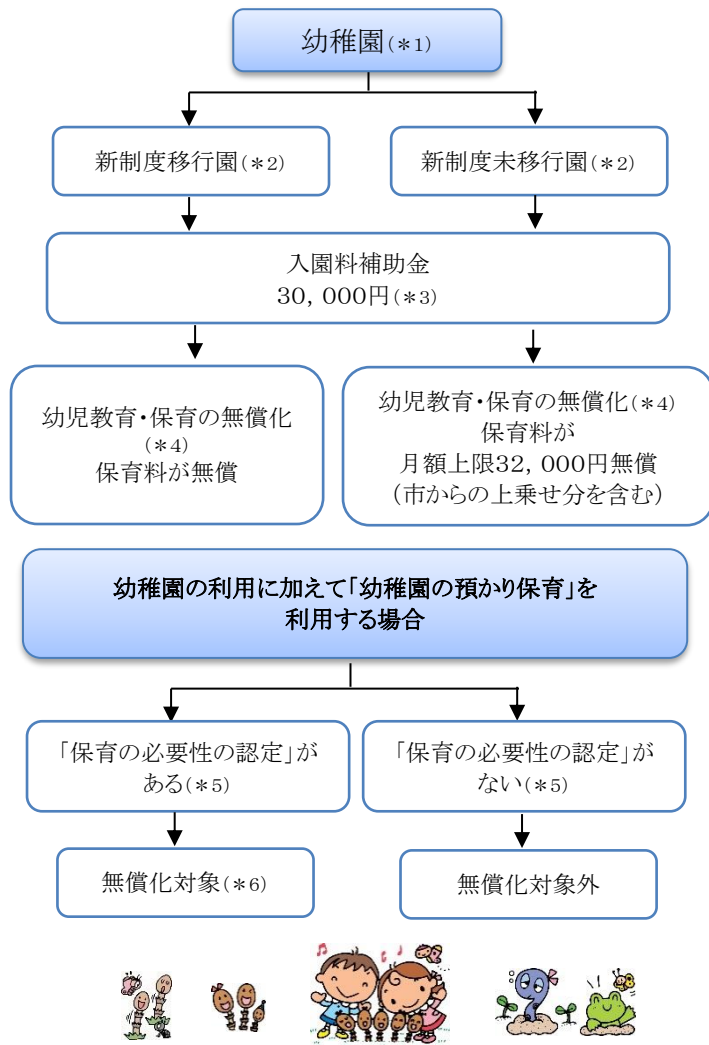
[府中市トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [出産・子育て](#) > [保育所・保育園](#) > [府中市多様な集団活動事業利用料助成金](#) [検索](#) 

ご相談は

【助成金】保育支援課認定給付係 電話:042-335-4172

【施設の審査】保育支援課支援計画係 電話:042-335-4490

お子さまの年齢が（令和5年4月1日時点）3～5歳の場合、お子さまが利用する施設によってどのような補助があるのかな？



- *1. 幼稚園については、3歳になった日から幼児教育・保育の無償化の対象となります。
- *2. 幼稚園が新制度移行園か新制度未移行園か分からない場合は、保育支援課までお問合せください。
- *3. 私立幼稚園に児童が入園した時点で、府中市に住民票があり入園料を納付している保護者が対象となります。
- *4. 以下「無償化」といいます。
- *5. 「保育の必要性の認定」とは、保護者それぞれが就労(月48時間以上)や傷病などの理由により自宅で保育ができないことをいいます。無償化の対象となるためには、住民票のある自治体から「保育の必要性の認定」を事前に受ける必要があります
- *6. 補助額の月額上限は、利用日数×450円又は11,300円のいずれか低い方となります。
- *7. 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、東京都認証保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等を指します。
- *8. 企業主導型保育事業においては、無償化の手続きを施設で行い、標準的な利用料の金額が減額されます。
- *9. 府中市に住民票がある方で、東京都の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設と月120時間以上の利用契約をしている児童の保護者が対象となります。

保育コンシェルジュが、保育サービスの情報提供をしています。お気軽にご相談ください。
 相談日時: 月曜日～金曜日(土日祝日を除く。)午前9時～正午、午後1時～午後4時
 場所: 府中市役所東庁舎5階保育支援課 電話 042(335)4172
 (注)不在の場合や、他の方の対応等でお待ちいただく場合があります。

